

# 国立大学法人室蘭工業大学の役員報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、役員の俸給等に当該役員の職務実績に応じて、期末特別手当額の10/100の範囲内で増額又は減額することができることとしている。

室蘭工業大学は、未来をひらく科学技術者の育成、人間・社会・自然との調和を考えた創造的な科学技術研究の展開、地域社会さらには国際社会における知の拠点として社会の発展への貢献、という本学の理念に基づき、国際的通用性をもった科学技術者の育成、科学技術分野における知の創造、産学官連携及び地域貢献、を使命としており、学部及び大学院博士前期課程を通じた教育の重点化、本学の特色を活かした特定分野における研究の高度化の推進、学術研究成果を積極的に発信することによる地域の発展への貢献を学長のリーダーシップの下で推進している。

本学の学長は、教職員約300名を有する法人を代表し、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っていることから、妥当であると考えます。

また、本学は、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものである。こうした職務内容の特性を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

#### 【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職との比較などを考慮すると、法人の長の報酬水準は妥当であると考えます。

#### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	改定なし
理事	改定なし
理事(非常勤)	該当者なし
監事	該当者なし
監事(非常勤)	改定なし

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	千円	千円	千円	就任	退任	
法人の長	14,564	10,654	3,797	112 (寒冷地手当)			※
A理事	11,509	8,402	2,995	112 (寒冷地手当)			
B理事	10,687	7,795	2,778	112 (寒冷地手当)			※
C理事	11,559	8,402	2,995	112 49 (寒冷地手当) (通勤手当)			
A監事 (非常勤)	2,133	2,133	0	0 ( )			※
B監事 (非常勤)	2,133	2,133	0	0 ( )			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

## 3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

人件費については、いわゆる「定員」(人数)と「予算」(金額)により管理するとともに人事制度、給与体系、就業規則等の推移を踏まえつつ、人件費管理を行うこととする。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を考慮し、一般職の職員の給与に関する法律に定める職種に応じた俸給表適用者を参考としつつ、公務員の給与改定に関する取扱いについて(平成19年10月30日閣議決定)の3の(4)の「独立行政法人の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準とするよう要請する。」に基づき、適正な給与水準を確保している。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績に応じて、昇給、昇格及び降格の実施並びに勤勉手当(6月期・12月期)支給割合の増減を行っている。

#### [能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当(査定分)	基準日(6月1日・12月1日)以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給することができる。
昇給	5段階の昇給区分(号俸数)により、昇給日(1月1日)に同日前において学長が定める日以前1年間における勤務成績に応じて昇給することができる。
昇格・降格	昇格:勤務成績が特に良好な職員で本学が定める基準を満たしている者については、その者が従事する職務に応じ、かつ総合的な能力の評価により、1級上位の級に昇格させることができる。 降格:勤務実績がよくない等のため降任した場合に、下位の級に降格させることができる。

#### ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。

##### (職員について)

- ・実施期間:平成24年8月1日～平成26年3月31日
- ・俸給表関係の措置の内容:
  - 一般職俸給表(一):2級以下(▲4.77%),3級から6級まで(▲7.77%),7級以上(▲9.77%)
  - 一般職俸給表(二):3級以下(▲4.77%),4级以上(▲7.77%)
  - 教育職俸給表:1級(▲4.77%),2級及び3級(▲7.77%),4級(▲9.77%)
  - 医療職俸給表:2級以下(▲4.77%),3級(▲7.77%)
  - 指定職俸給表:全ての号俸(▲9.77%)
- ・諸手当関係の措置の内容:
  - 俸給の特別調整額,地域手当,広域異動手当(▲10.0%)
  - 期末手当,勤勉手当(▲9.77%)

##### (役員について)

- ・実施期間:平成24年7月1日～平成26年3月31日
- ・俸給表関係の措置の内容:俸給月額(▲9.77%)
- ・諸手当関係の措置の内容:地域手当,期末特別手当(▲9.77%)

#### 基本給月額の改正

平成25年4月1日に31歳以上39歳未満の職員の号俸を1号俸上乘せする改正55歳を超える職員の昇給について、その者の勤務成績が極めて又は特に良好である場合に限り行い、標準の勤務成績では昇給停止する改正管理職員特別勤務手当について、VI種を新たに規定する改正

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 251	歳 46.6	千円 6,678	千円 4,999	千円 37	千円 1,679
事務・技術	人 87	歳 40.4	千円 4,745	千円 3,621	千円 26	千円 1,124
教育職種 (大学教員)	人 163	歳 50.1	千円 7,728	千円 5,747	千円 43	千円 1,981
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種(看護師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

注:常勤職員の「その他医療職種(看護師)」については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人 9	歳 63.3	千円 2,428	千円 2,428	千円 28	千円 0
事務・技術	人 9	歳 63.3	千円 2,428	千円 2,428	千円 28	千円 0
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 3	歳 30.2	千円 3,531	千円 2,750	千円 0	千円 781
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 3	歳 30.2	千円 3,531	千円 2,750	千円 0	千円 781
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

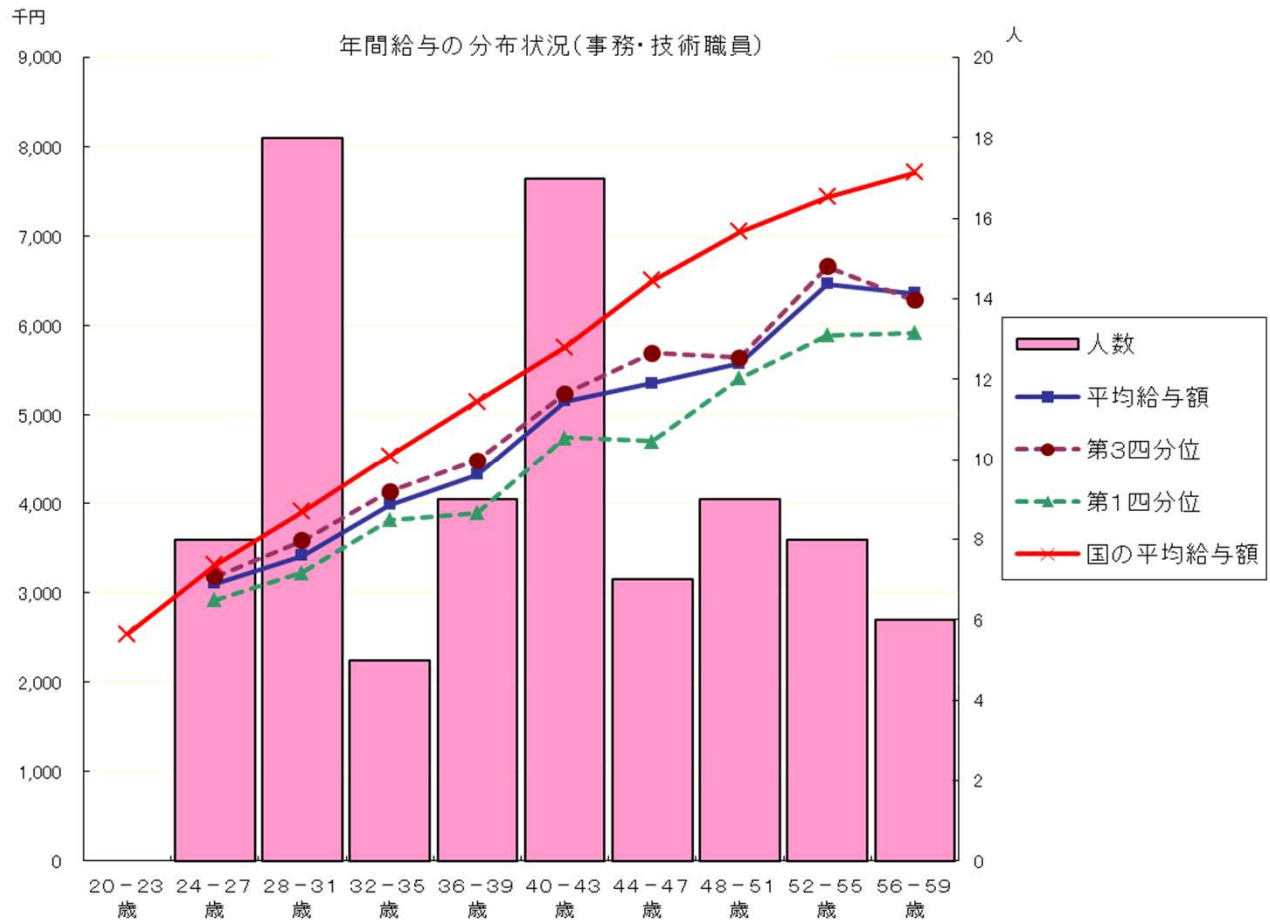
注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

[年俸制適用者]

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
非常勤職員	人 6	歳 53.0	千円 7,349	千円 7,349	千円 29	千円 0
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 6	歳 53.0	千円 7,349	千円 7,349	千円 29	千円 0
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

注: 常勤職員、在外職員、任期付職員及び再任用職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



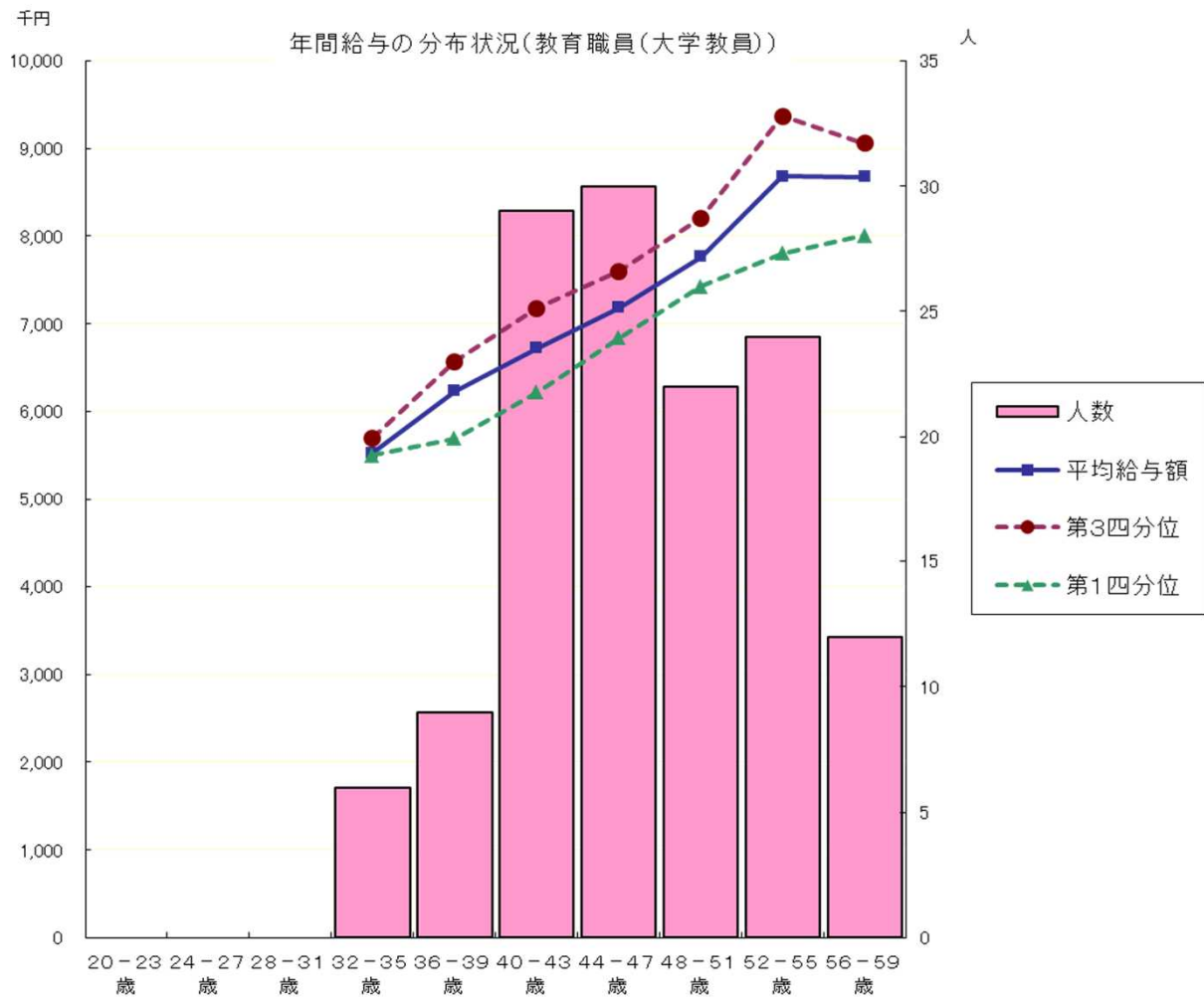
注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
課長(グループマネジャー)	4	50.8	—	—	7,719	—	—
課長補佐(コーディネーター)	10	54.6	5,996	5,996	6,148	6,286	6,286
係長(ユニットリーダー)	40	44.0	4,711	4,711	5,105	5,432	5,432
係員(スタッフ)	33	30.4	3,186	3,186	3,454	3,639	3,639

注:「課長補佐」には課長補佐相当職である「室長(ユニットマネジャー)」、「室長補佐(コーディネーター)」及び「技術専門員」を、「係長」には係長相当職である「技術専門職員」を、「係員相当」には「事務職員」のほか「技術職員」をそれぞれ含む。

注:「課長」の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第3分位	第1分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
教授	68	56.5	8,371	8,809	9,301		
准教授	60	46.6	6,919	7,300	7,685		
講師	9	46.6	6,799	6,908	6,997		
助教	26	42.5	5,623	5,901	6,101		

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	係長 主任 技術専門職員	課長補佐・係長 技術専門職員 技術専門職員	課長 課長補佐 技術専門職員
人員 (割合)	87 人	7 人 (8.0)%	26 人 (29.9)%	36 人 (41.4)%	10 人 (11.5)%	5 人 (5.7)%
年齢(最高 ～最低)		28 歳 ( 25	39 歳 ( 27	49 歳 ( 34	59 歳 ( 45	59 歳 ( 40
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,578 千円 ( 2,229	3,393 千円 ( 2,391	4,305 千円 ( 2,863	5,102 千円 ( 4,176	6,222 千円 ( 4,270
年間給与 額(最高～ 最低)		3,268 千円 ( 2,895	4,392 千円 ( 3,123	5,697 千円 ( 3,783	6,665 千円 ( 5,609	7,885 千円 ( 5,808

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長 技術専門職員	事務局長	事務局長	事務局長	事務局長
人員 (割合)		3 人 (3.4)%	該当者なし ( )%	該当者なし ( )%	該当者なし ( )%	該当者なし ( )%
年齢(最高 ～最低)		56 歳 ( 52	( )	( )	( )	( )
所定内給 与年額(最高 ～最低)		6,146 千円 ( 5,406	( )	( )	( )	( )
年間給与 額(最高～ 最低)		8,011 千円 ( 7,098	( )	( )	( )	( )



## (教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級
標準的な職位		助教 助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	163 人	26 (16.0)% 人	9 (5.5)% 人	60 (36.8)% 人	68 (41.7)% 人
年齢(最高 ～最低)		60 歳 ( 32	62 歳 ( 39	63 歳 ( 32	64 歳 ( 38
所定内給 与年額(最高 ～最低)		5,075 千円 ( 3,862	5,599 千円 ( 4,760	6,124 千円 ( 4,328	7,343 千円 ( 4,619
年間給与 額(最高～ 最低)		6,643 千円 ( 5,120	7,484 千円 ( 6,323	8,196 千円 ( 5,716	9,966 千円 ( 6,240

## ④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

## (事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.8	% 64.9	% 64.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.2	% 35.1	% 35.2
	最高～最低	% 40.4～32.6	% 38.9～30.8	% 36.9～33.2
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.4	% 67.1	% 65.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.6	% 32.9	% 34.2
	最高～最低	% 41.7～32.3	% 38.9～29.2	% 36.9～31.1

## (教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 62.0	% 65.6	% 63.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.0	% 34.4	% 36.1
	最高～最低	% 40.8～34.1	% 38.0～31.1	% 39.4～33.2
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.3	% 67.0	% 65.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.7	% 33.0	% 34.3
	最高～最低	% 41.7～32.4	% 38.4～30.0	% 39.8～31.2

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

85.8

対他の国立大学法人等

95.1

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

94.4

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員	85.8	
	参考	地域勘案	94.0
		学歴勘案	85.5
		地域・学歴勘案	93.8
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由			
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】		
	支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 62.7% (国からの財政支出額 3,741百万円、支出予算の総額 5,966百万円：平成25年度予算)		
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は高いものの、累積欠損はなく、対国家公務員指数も100以下であるため、給与水準は適切であると考えている。		
	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であるとする。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成24年度決算)		
講ずる措置	職員の給与水準については、今後も引き続き社会一般の情勢に適合したものと努める。		

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 93.2

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成25年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	1,955,342	2,027,261	△ 71,919 ( △3.6)	△ 273,242 ( △12.3)
退職手当支給額 (B)	219,390	256,770	△ 37,380 ( △14.6)	△ 179,576 ( △45.0)
非常勤役職員等給与 (C)	341,935	305,540	36,395 ( 11.9)	27,813 ( 8.9)
福利厚生費 (D)	310,794	303,267	7,527 ( 2.5)	7,979 ( 2.6)
最広義人件費 (A+B+C+D)	2,827,462	2,892,840	△ 65,378 ( △2.3)	△ 417,026 ( △12.9)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費等により雇用される職員に係る費用を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(18) 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

#### 総人件費について参考となる事項

- ① i) 「給与・報酬等支給総額」の対前年度比が3.6%減となった要因
  - ・定年等退職者の後任者が若い年齢層になったことに伴う給与支給額の減少
  - ・国家公務員の給与の見直しに関連して講じた措置による給与支給額の減少
  - ・55歳超職員の昇給に係る改正に伴う給与支給額の減少
- ii) 「最広義人件費」の対前年度比が2.3%減となった要因
  - ・上記 i) に記載した要因による給与・報酬等支給総額の減少、退職手当支給水準の引き下げ及び退職者数減少による退職手当支給額の減少
  - ・上記要因により、非常勤職員の増加による非常勤役職員等給与の増額の要素を含めても、最広義人件費は減額されている。
- ② 国家公務員退職手当法の改正に準拠し、早期退職募集制度及び定年前早期退職特例措置を導入する改正を行った。

### Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし